

専任特例 1 号による専任義務緩和について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正について本市契約での適用開始後、専任特例 1 号により配置技術者の専任義務を緩和させようとする場合は、次の要件をご確認のうえ、お手続きいただくようお願いいたします。

1 専任特例 1 号の専任義務緩和要件

以下の全ての要件に適合する場合、監理技術者等は 2 件の工事現場を兼任することができます。

(ア) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築工事の場合は 2 億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

(イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

(エ) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事（本市においては発注工事分類表で定める一般土木工事、軌道工事、橋梁上部工事、港湾構造物工事）建築一式工事（本市においては発注工事分類表で定める建築工事、鉄骨プレハブ工事）の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

(オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

(カ) 当該建設工事を請け負った建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法施行規則第二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

(キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

2 手続きの流れ・詳細

新たに契約する工事の配置技術者が、上記1の専任義務の緩和措置により別工事と兼任する場合は、兼任する各工事において全ての兼任要件を満たす必要があります。

専任で従事中だった工事についても、兼任要件を確認する体制を組む必要があるため、必ず落札決定後速やかに、国土交通省の定める「人員の配置を示す計画書(参考様式)(建設業法施行規則17条の2第1項第5号、17条の5第1項第5号関係)」を、兼任する全ての工事について作成、保管してください。同計画書は、当該工事案件の監督員から提示を求められた際に、御提示いただきます。

雇用関係を確認する書類、技術者資格を確認する書類等、従来から提出いただいていたものは、従来通り提出していただきます。

国土交通省のウェブサイト(建設産業・不動産業：監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省)

専任特例1号による専任義務緩和に関するQ & A

【連絡員の配置について】

Q 1 同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼任することはできますか？

A 1 連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定しています。上記の役割を果たせる限りにおいて、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能です。

Q 2 連絡員に専任義務や常駐義務はありますか？

A 2 役割を果たせる限りにおいて、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めません。

Q 3 連絡員は配置技術者や現場代理人と同様に、直接的・恒常的な雇用関係が必要ですか？

A 3 連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的な雇用関係は必要ありません。ただし、連絡員は、当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意してください。

Q 4 連絡員は他の工事の現場代理人と兼任することはできますか？

A 4 連絡員には専任義務や常駐義務がありませんが、現場代理人には常駐義務があります。そのため、他の工事(「A工事」)の現場代理人として常駐している者を別工事(B工事)の連絡員として配置することはできません。

【情報通信技術の活用について】

Q 5 計画書は紙ではなく電子ファイルでの保存でよいのでしょうか？

A 5 計画書の作成・保存は電子ファイル(電磁的方法)によることが可能です。

Q 6 要件の「工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器」とは具体的にどのような機器を想定していますか？

A 6 情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであれば問題ありません。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末でWEB会議システムが使用できる環境が確保できれば問題ありません。

【技術者の兼任について】

Q 7 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼任することはできますか？

A 7 専任特例 1 号と専任特例 2 号をいずれも適用して兼任することはできません。

【主任技術者】

専任特例 2 号の対象外であるため、専任特例 1 号しか適用できないため。

【監理技術者】

令第二十九条により、法第二十六条第三項ただし書きの規定は「同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場」が 2 を超える場合適用しないため。

【監理技術者補佐】

法第二十六条第三項ただし書きの規定は主任技術者又は監理技術者が対象であり、監理技術者補佐は対象外であるため。

Q 8 適用開始日より前に契約し、適用開始日以降も履行中の案件が 2 件ある。各工事現場に専任配置している技術者 2 名のうちいずれかを変更し、専任特例 1 号により 1 名に 2 件を兼任させることはできますか？

A 8 適用開始日（令和 7 年 4 月 1 日）以前に公告された契約には、専任特例 1 号は原則適用しませんので、兼任させることはできません。例外として、適用開始日以降に履行中の契約については、適用開始日以降の公告案件に兼任させる場合のみ、兼任させることができます。